



住民・利用者みんなで参加して、
幡ヶ谷社会教育館の復活と無料の代替
施設の確保求める声をあげましょう

●住民との意見交換会

第1回幡ヶ谷二丁目施設(仮称)基本計画意見交換会 (幡ヶ谷二丁目施設(仮称)は、幡ヶ谷社会教育館建て替え後の施設です)

日 時 12月23日(火)18時30分～20時
場 所 幡ヶ谷区民会館
申込受付期間 12月9日(火)～12月19日(金)
だれでもご参加いただけます。

●利用者団体の意見交換会

- ① 12月19日(金) 18時30分~
 - ② 12月24日(水) 14時~
 - ③ 1月24日(土) 10時~

会場は、幡ヶ谷社会教育館です。

会教育館を来年の6月末で閉館するとの報告がされました。その理由は、空調設備が今年夏故障し、予算要求したが工事に結びつかず扇風機等で対応した。しかし、来年の夏は乗り越えられないでの夏前に閉館するとの説明でした。これは多くの区民が反対した結果

第2の理由は、新たに建て替え施設が、現在と同じ社会教育法に基づく施設の位置付けをなくし、貸館として地域コミュニティ施設に統一するとしているから

「医療機関の維持存続への支援を国に求める意見書」採択

区議会は、渋谷社会保障推進協議会から提出された医療機関への支援を求める請願を多数で採択(維新は反対)し、下記を要請項目とする「医療機関の維持存続への支援を国に求める意見書」を多数で決定しました。

意見書の要請項目

医療機関が物価高騰、働く職員の待遇の改善に適切に対応し、事業が継続できるように、診療報酬の引き上げ改定や国による緊急的な財政支援を行うこと

区議会第4回定期会は12月10日閉会しました。最終本会議では、渋谷社会保障推進協議会などから提出された「地域住民の医療を受ける権利を守るために医療機関の維持存続への支援を国に求める意見書の提出を求める請願」が賛成多数で採択され（維新の無所属議員1名が反対）、意見書が決定されるなどの画期的な成果が上がりました。

一方、幡ヶ谷社会教育館を廃止する条例や玉川上水旧水路緑道整備工事(その7)請負契約などが、日本共産党などの反対にもかかわらず多数で强行可決されましたが、

諸議案の表決結果については改めて報告します。

今号では、幡ヶ谷社会教育館の廃止条例に対する五十一議員の反対討論の要旨を「」紹介します。

私は日本共産党渋谷区議団を代表して、只今議題となりました議案第69号 渋谷区立社会教育館条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論します。

本案は、来6月末で幡ヶ谷社会教育館を廃止するため条例から削除するものです。

反対理由の第一は、幡ヶ谷社会教育館を廃止することについて、区民にも区議会に

と、議会軽視で納得できません。
利用者と区民に対しても
昨年11月から12月にアンケートを実施していますが
その内容は、幡ヶ谷社会教育館の利用実態と建て替え後の(仮称)幡ヶ谷二丁目施設の整備に関する意見や要望についてで、幡ヶ谷社会教育館を廃止することは全く説明せず意見も聞いていません。当然多くの区民は

権を保障するための施設設置等の責務を明記しています。

このことから現在の社会教育館はすべての区民に無料で公正・公平に生涯利用できる教育施設として運営してきたのです。しかし、新たな施設が無料で利用できるかは現時点では検討中、建て替え中の代替施設についても全ての施設が無料で利用できるかは検討中となっていることに、利用者からは「新たな負担はできない、活動を続はられない」との声があがっています。

こうした現状の中で幡ヶ谷社会教育館を廃止することは、憲法と社会教育法に基づ

区議会第4回定例会閉会…医療機関への支援を国に求める「意見書」決定
区民の意見も聞かず、社会教育の拠点・幡ヶ谷社教館の廃館強行

谷図書館の廃全と同様にやくり方

憲法26条は「教育を受ける権利」を基本的人権として規定し、社会教育の役割は学校教育とともに、生涯にわたって学習する権利を全ての人に保障し、社会教育法第3条は、自治体と国が住民の生涯学習